

議案第14号

愛西市水道事業の設置に関する条例の一部改正について

愛西市水道事業の設置に関する条例（平成17年愛西市条例138号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成24年2月28日提出

愛西市長 八木忠男

提案理由

この案を提出するのは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号）による地方公営企業法の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第14号

愛西市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例

愛西市水道事業の設置に関する条例（平成17年愛西市条例第138号）
の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（利益処分の方法及び積立金の取崩し）

第8条 水道事業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額（以下この条において「補填残額」という。）がある場合、補填残額の20分の1を下らない金額を、企業債を有するときは減債積立金に、企業債を有しないときは利益積立金に積み立て、残余の額の全部又は一部を建設改良積立金に積み立てる。この場合において、減債積立金は企業債の額に達するまで積み立てるものとする。

2 前項に規定する積立金は、以下の各号に定める目的のため積み立てるものとし、当該各号の目的以外の使途には使用することができない。

- (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- (2) 利益積立金 欠損金をうめる目的
- (3) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

3 前項の規定にかかわらず、あらかじめ、議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の使途に使用することができる。

（資本剰余金）

第9条 每事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金は、次の各号に定める方法により処分するものとする。この場合、次の各号の順に処分するものとする。

- (1) 利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときに、当該残額に相当する額を取り崩す方法
- (2) 前号の方法により処分した後の額の一部を資本金に組み入れる方法

3 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。